

決 定 (少額訴訟手続)

愛知県 [REDACTED]

原告 [REDACTED]

愛知県 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

愛知県 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して本件敷金返還債務として16万5000円の支払義務があることを認める。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して前項の金員を、平成22年12月から平成23年2月まで、毎月末日限り5万5000円ずつ分割して、[REDACTED]店の原告名義の普通預金口座([REDACTED])に振り込む方法で支払う。
- 3 被告らが前項の分割金の支払を1回でも怠ったときは、当然に期限の利益を失い、被告らは、原告に対し、連帯して第1項の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、本決定条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

事 実

請求の趣旨及び原因は、訴状及び平成22年12月1日付け訴状訂正立書記載のとおり